

# 広川町新庁舎等建設設計・監理業務委託に関する

## プロポーザル実施要領

### 1 業務の目的

このプロポーザルは、広川町新庁舎建設基本計画（平成30年9月策定）（以下「基本計画」という。）を踏まえて、新庁舎建設基本設計・実施設計及び監理業務を委託するにあたり、本町の地域特性や周辺環境との調和等を十分に理解し、発注者の考え方に柔軟に対応できる高い技術力及び豊富な経験等を有する設計・監理者の選定を行うことを目的として実施するものである。

### 2 業務の概要

- (1) 業務名 広川町新庁舎等建設設計・監理業務委託（以下「本業務」という。）
- (2) 発注者 広川町
- (3) 業務内容 広川町新庁舎及び防災拠点等施設建設に係る基本設計・実施設計及び監理業務  
なお、詳細については、広川町新庁舎等建設設計・監理業務委託特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）による。
- (4) 履行期間 契約締結日の翌日から平成33年3月31日まで（予定）  
（基本設計：平成31年4月30日まで）  
（実施設計（積算業務含む）：平成31年10月31日まで）  
（工事監理：平成33年3月31日まで）  
※工事監理の履行期間については、あくまで予定であり、特記仕様書IV 1の対象工事終了までとする。
- (5) 予算規模 本業務の予算規模は、124,920,900円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）以内とする。
- (6) 建築用途 庁舎及び文化・交流・公益施設  
※平成21年国土交通省告示第15号別添二第四号第2類、第十二号第1類とする。
- (7) 建物規模 5,700㎡程度（計画面積）
- (8) 建設地 福岡県八女郡広川町大字新代1804番地1外
- (9) 敷地面積 5,683.89㎡
- (10) 用途地域 都市計画区域、用途指定なし、建ぺい率70%、容積率200%、防火地域の指定なし
- (11) 計画概要 広川町新庁舎建設基本計画（平成30年9月策定）のとおり
- (12) 担当部署 広川町役場総務課 庁舎建設推進室 庁舎建設推進係

〒834-0115福岡県八女郡広川町大字新代1804番地1

TEL：0943-32-1255 内線202 FAX：0943-32-5164

2 プロポーザル方式等の種別 公募型

3 参加資格

参加者は、次に掲げる事項をすべて満たしていることを要件とする。

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 福岡県内に本・支店等の事業所を有すること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 2018・2019年度広川町建設工事等競争入札参加資格者名簿（建設工事業以外）に登録されていること。
- (5) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に基づく一級建築士事務所登録簿に登録された者であること。
- (6) 建築士法第10条第1項の規定に該当しないものであること。
- (7) 広川町指名停止等措置要綱（平成25年広川町要綱）の規定に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。（更生計画の認可が決定した場合、又は再生計画の認可決定が確定した場合を除く。）
- (9) 参加者又は参加者の役員等（役員としては登記又は提出されていないが実質上経営に参与している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- (10) 以下の同種の実績又は類似の実績を有すること。

**【同種の実績】**

平成18年4月1日から平成30年9月30日までに、官公庁発注の延床面積3,000㎡以上の庁舎整備に係る設計業務を元請として業務完了した実績

※庁舎とは、平成21年国土交通省告示第15号別添二第四号第2類の庁舎、第十二号第2類の警察署又は消防署に分類される建物

**【類似の実績】**

平成18年4月1日から平成30年9月30日までに、官公庁発注の延床面積3,000㎡以上の平成21年国土交通省告示第15号別添二第四号第2類（庁舎を除く。）、第十二号第1類に分類される建築物の設計業務を元請として業務完了した実績

※平成21年国土交通省告示第15号別添二第四号第2類（庁舎を除く。）については、官公庁発注に限らず【類似の実績】として取り扱うこと。

※設計業務とは、新築又は新築同等増築に係る基本設計又は実施設計業務とする

が、基本設計、実施設計及び監理業務を継続して請け負った場合には、全体を一つの実績として取り扱うこと。

#### 4 参加の条件

参加者は本要領「3. 参加資格」の要件を満たしていることのほか、次に掲げる条件をすべて満たすこと。

##### (1) 配置予定技術者の条件

① 管理技術者、建築（総合）主任担当技術者、建築（構造）主任担当技術者、建築設備（電気）主任担当技術者及び建築設備（機械）主任担当技術者は、それぞれ1名ずつ配置すること。資格要件、兼任等については特記仕様書による。

② 管理技術者及び建築（総合）主任担当技術者は、参加者の組織に所属していること。

③ 配置予定技術者は、参加申込書等の受付日以前に参加者の組織もしくは協力事務所と直接的かつ恒常的に3か月以上の雇用関係を有していること。

※「管理技術者」とは、「建築設計業務委託契約書」（平成10年建設省厚契発第37号）第15条の定義による。

※「主任担当技術者」とは、管理技術者のもとで、各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担うものであり、参加申込者の資格要件等で求める実績を有する者をいう。

※ 監理業務の管理技術者及び各主任担当技術者は、参加表明時点での予定技術者を配置すること。監理業務の各技術者の変更については、保有資格、実績等が同等以上であると発注者の了解を得なければならない。

##### (2) 分担業務分野の再委託

① 主たる分担業務分野（建築（総合））を除き、再委託することができる。

② 設備分野の再委託先は、建築士法における設備設計一級建築士による設計への関与ができる者が所属していること。ただし、参加者の組織に設備設計一級建築士による設計への関与ができる資格者が所属している場合は、この限りではない。

##### (3) 町が別途委託する関連業務の請負業者との連携

「執務環境等構築支援業務（窓口等サイン業務含む）」については、別途委託する予定であり、同請負業者と密に連携し、業務を実施すること。また、建設予定地における地質調査業務を実施する予定であるため、調査完了後、結果については提供するものとする。

#### 5 参加者に対する制限

(1) 当該参加者における協力事務所は、他の参加者もしくは他の参加者の協力事務所としての重複参加は認めない。

(2) 参加者が提出できる参加申込書及び技術提案書等は、それぞれ1点のみとする。

- (3) 提出された参加申込書及び技術提案書等の差し替え、追記及び削除等は一切認めない。ただし、提出した書類に記載した配置予定の技術者が病休、死亡、退社等のやむを得ない理由により変更する場合は、本町の了解の上、変更が行えるものとする。

## 6 業務の全体スケジュール及び受注者決定までの事務手順

### (1) 業務全体のスケジュール

項目	日程等
①実施の公表	平成30年10月15日(月)
②質疑の受付期間	平成30年10月15日(月)～平成30年10月22日(月)正午必着
③質疑最終回答期限	平成30年10月24日(水) 予定
④参加表明書の提出期間	平成30年10月15日(月)～平成30年10月26日(金)17時必着
⑤参加資格審査結果通知	平成30年11月2日(金)
⑥技術提案書の提出期間	平成30年11月5日(月)～平成30年11月30日(金)17時必着
⑦辞退届の提出期限	平成30年12月5日(水)
⑧企画提案ヒアリング	平成30年12月上旬(予定)
⑨特定結果の通知・公表	平成30年12月中旬(予定)
⑩契約締結日	平成30年12月下旬(予定)

### (2) 事務手順等

#### ① 実施の公表について

実施の公表は、平成30年10月15日(月)、広川町役場前掲示場及び広川町(福岡県)公式ホームページで行う。

#### ② 質疑応答等について

本プロポーザルに関する質問は、参加表明書・技術提案書等に関する提出書類並びに業務実施に関する事項に限ることとし、評価及び審査に関する質問や提案内容に関する質問は受け付けない。

ア 受付方法 質問書(様式1)を添付し、Eメールにより下記へ送信すること。

E-mail : [tyousya@town.hirokawa.lg.jp](mailto:tyousya@town.hirokawa.lg.jp)

※件名を「広川町新庁舎等設計及び監理業務に関する質問」とすることとし、電話・口頭等による質問への個別対応は行わない。

イ 受付期間 平成30年10月15日(月)～平成30年10月22日(月)正午

ウ 回答方法 平成30年10月24日(水)(予定)までにEメール及び広川町(福岡県)公式ホームページにより回答する。

#### ③ 参加表明手続について

##### ア 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる書類(以下「参加表明書等」という。)を提出しなければならない。なお、提出期間中に参加表明書等を提出

しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、本プロポーザルに参加できない。

(ア) 提出書類 次に掲げる書類を各1部提出すること。

提出書類	様式等	添付書類等
参加表明書	様式2	会社案内パンフレット等
提案趣旨書	様式3	注) 提案者(協力事務所含む。)が特定できるような記載はしないこと。
同種(類似)業務実績調書	様式4	契約書、履行証明書の写し等
配置予定技術者調書	様式5 ①②③ ④⑤⑥	契約書、履行証明書の写し等
暴力団に関与のない旨等の誓約書兼承諾書	様式6	

※会社案内のパンフレットを添付のこと。

(イ) 提出期間 平成30年10月15日(月)～平成30年10月26日(金)17時必着

(ウ) 提出先 広川町役場総務課 庁舎建設推進室 庁舎建設推進係

(エ) 提出方法 持参又は郵送(簡易書留又は書留に限る。)

#### ④ 参加資格要件の審査について

3, 4に定める参加資格要件を満たすか契約事務等審査会で確認を行い、平成30年11月2日(金)に次に掲げる事項を記載した「参加資格審査結果通知書」を送付する。

ア 参加資格を満たすと認めた者にあつては、参加資格要件を満たす旨及び技術提案書の提出を要請する旨

イ 参加表明書の提出者が7社以上ある場合は、契約事務等審査会において下記評価基準で提案趣旨書、同種(類似)業務実績調書、配置予定技術者調書の審査を行い、技術提案書の提出者を選定する場合がある。非選定者に対してはEメールにより通知し、「参加資格審査結果通知書」により通知する。

評価項目	主な審査基準	配点
提案趣旨書	理解度、課題の把握、課題解決の方法、重要と考える取組、設計の進め方など	30点
同種(類似)業務実績調書 配置予定技術者調書	保有実績等、予定技術者の保有資格・実績、専任性	20点
合計		50点

ウ 参加資格を満たさないと認めた者にあつては、参加資格要件を満たさない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることがで

きる旨

※理由の説明要求手続きの詳細は、「参加資格審査結果通知書」に記載する。

⑤ 技術提案書の作成等について

技術提案者は、次に定めるところにより技術提案書を作成し、提出するものとする。

ア 提出期間 平成30年11月5日(月)～平成30年11月30日(金) 17時必着

イ 提出先 広川町役場総務課 庁舎建設推進室 庁舎建設推進係

ウ 提出方法 持参又は郵送(簡易書留又は書留に限る。)

エ 提出書類及び提出部数

提出書類	様式等	提出部数等
技術提案書表紙	様式7	1部
参考見積書	様式8	1部(A4判) 様式8の項目が記載されていれば、任意様式可。広川町長宛とすること。
業務の実施体制・方針等	様式9	11部(様式に記載する注意事項参照) 様式9は、全体でA3判5枚以内とし、ホチキス留めすること。
技術提案書		

オ 留意点

(ア) 各様式に記載する注意事項等を熟読し、様式9は、提案者(協力事務所含む。)が特定できるような記載はしないこと。

(イ) 技術提案書の作成に当たり、発注者が所有する既存資料の閲覧をすることができる。閲覧が必要な場合は事前に「必要な資料及び閲覧日時等」について、広川町役場総務課庁舎建設推進室庁舎建設推進係と事前に電話連絡等により調整を行うこと。

(ウ) 事業実施体制方針等には、本業務に対する実施体制、特徴、重視する配慮事項、取組姿勢、業務実施における着眼点、業務の実施方針、業務フロー計画及び工程計画、住民等との合意形成手法等について簡潔に記載すること。

(エ) 技術提案書は、原則として以下のテーマについて文章で簡潔に記載することとし、作成にあたっては、広川町新庁舎建設基本計画のほか、本町の地域特性や周辺環境等の調和等を十分考慮したうえで検討、提案すること。なお、文章を補完するために必要な視覚的表現については、最小限の範囲とし、具体的な設計又はこれに類するものに基づいた表現としないこと。

特に、内外観イメージを表現する場合については、「技術提案における視覚的表現の取扱いについて」(平成30年4月2日付事務連絡 大臣官房官庁

営繕部通知)を厳守することとし、減点の対象となること。

・テーマ1

「誰もが使いやすく町民が親しみやすい庁舎等について」

誰もが利用しやすく親しみやすい庁舎等を実現するための建築計画、敷地利用計画等に関する考え方について提案すること。

・テーマ2

「防災の拠点となる庁舎等について」

防災の拠点としての建築計画、構造計画、建築設備計画に関する考え方について庁舎と防災拠点等施設の連携等を含んで提案すること。

・テーマ3

「効率性と機能性を重視した庁舎等について」

環境への配慮を行いつつ、建築時及び建築後のコストを十分考慮した効率性・機能性を持った庁舎実現のための建築計画、構造計画、建築設備計画に関する考え方について提案すること。

・テーマ4

「独自の提案等について」

これまでの実績や経験等を踏まえ、本町に有益となるような独自の提案を行うこと。(見積金額の範囲内で実施可能な提案を行うこと。また、複数提案も可能であること。)

⑥ 参加の辞退

技術提案者が参加を辞退したい場合、平成30年12月5日(水)までに辞退届(様式任意)を広川町役場総務課庁舎建設推進室庁舎建設推進係に直接持参すること。

⑦ 技術提案書の審査及び評価

ア 審査委員会の設置

技術提案書の審査及び受託候補者の特定を行うため、審査委員会(以下「審査会」という。)を設置する。

イ 技術提案者によるプレゼンテーション及びヒアリングの実施

審査会において、技術提案内容をより深く理解するため、技術提案者によるプレゼンテーション及びヒアリングを別途通知した日時(平成30年12月上旬予定)・場所にて行う。また、説明会参加者については、当該業務において配置予定となる管理技術者1名及び主任担当技術者をあわせ計5名以内の出席とする。

なお、参加表明書及び技術提案書等の審査により、プレゼンテーション及びヒアリング対象者を選定する場合がある。この場合は、技術提案書提出期限の翌日から起算して7日以内に、非選定者に対してEメールにより通知し、文書により通知する。

ウ 技術提案書の評価基準

参加表明書及び技術提案書等の審査及び評価を行い、最優秀提案者及び次点提案者を選定する。評価基準は、下記のとおりとする。

評価項目	主な審査基準	配点
業務の実施体制・方針等	業務に対する理解度、意欲、コミュニケーション能力、積極性、業務実施体制、特徴、特に配慮する事項、業務実施方針・実施手順の妥当性、合意形成手法などを総合的に評価する。	50点
技術提案書	提案内容の的確性、実現性、独創性などを総合的に評価する。	100点
参考見積	提案業務規模との整合性を評価する。	20点
合計		<b>170点</b>

#### ⑧ 受託候補者の特定及び結果の通知・公表

受託候補者の特定については、審査会における審査基準に基づき行い、速やかに、技術提案書を提出した全ての者に対して審査結果を次のとおり通知・公表する。

ア 結果の通知 平成30年12月中旬（予定）結果通知書の送付をもって通知する。

イ 公表内容 受託候補者名及びその他必要な事項

ウ 公表方法 広川町（福岡県）公式ホームページによる。

エ 非特定理由の説明に関する事項

技術提案書等が特定されなかった者は、結果を通知した日から起算して7日以内に、文書（A4版様式任意）にて、広川町長に対し非特定理由についての説明を求めることができる。提出場所は、広川町役場総務課庁舎建設推進室庁舎建設推進係とし8時30分から17時15分までに持参するものとする。回答は説明を求めることができる日の最終日から起算して7日以内に書面にて行う。

#### ⑨ 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となることがある。

ア 6.（2）⑦の審査会の構成員に対して、直接・間接を問わず故意に接触を求めた場合

イ 他の提案者と技術提案の内容又はその意図について相談を行った場合

ウ 技術提案書類等に虚偽の記載を行った場合

エ 参加資格を満たしていない事実が発覚した場合

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれがある不正行為を行った場合

#### ⑩ 契約に関する基本事項



ア 受託候補者との協議

受託候補者が特定された後、広川町と受託候補者が協議を行い、別紙「広川町新庁舎等建設設計・監理業務特記仕様書」を微調整する。

イ 契約の締結

広川町は、受託候補者から見積書を徴収し、随意契約の方法により契約を締結する。なお、受託候補者との調整・協議が不調に終わった場合、次点の技術提案者と交渉する場合がある。

ウ 契約保証金

契約保証金を要する。ただし、広川町財務規則（平成19年規則第10号）（以下「財務規則」という。）第122条の規定に該当する場合は免除する。

エ 契約書の作成を要する。

オ 支払条件（支払限度額）

平成30年度については、契約総額の30%（前金払）を限度とする。

平成31年度以降については、財務規則第136条の規定による。

7 提案に係る費用の負担に関する事項

参加表明書及び技術提案における書類作成、提出及びヒアリング出席等、本プロポーザルへの参加に要する費用は、提出者の負担とする。

8 その他必要な事項

(1) 本プロポーザルは、本業務に対する姿勢、発想、解決方法などの優れたアイデアと業務遂行能力を有する者を選定するものであるため、提案事項等については尊重することとするが、協議により変更を行うことがある。

(2) 本町では、執務環境等調査を実施しているが、調査結果については、受託者決定後に提供する。ただし、執務環境調査で想定した部門ごとの人数（デスク数）については、本プロポーザルの参考資料として提供するが、この人数については今後変更となる場合がある。

(3) 本業務の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(4) 技術提案書等の著作権は、当該技術提案書等を作成した者に帰属するものとする。

(5) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令等に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任はすべてプロポーザル参加者が負うものとする。

(6) 提出された資料等について、広川町情報公開条例（平成14年条例第24号）に基づく開示請求があった場合は、資料等を開示することにより、今後参加者の権利、競争上の地位その他不当な利益を害する部分がある場合は、様式第11号により申し出た部分の開示は行わない。

ただし、受託候補者として特定された者が提出した技術提案書等については、そ

の内容をホームページ等で公表する。（次点者が受注者となった場合を含む。）

- (7) 提出された書類は返却しない。
- (8) 参加表明書及び技術提案書の審査を行うため、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (9) 提出された書類は、提出者に無断で本プロポーザル以外の用途に使用しない。
- (10) 本プロポーザルに関し、技術提案者は、この実施要領に定めるもののほか、その他法令等に定める規定を順守しなければならない。
- (11) 参加表明書等押印が必要なものについては、契約時に使用する印鑑を使用すること。
- (12) 本業務及び本業務に直接関連する業務等の受託者及びその関連企業（会社法（平成17年法律第86号）第2条に規定する親会社と子会社の関係にある者及び親会社を同じくする子会社同士にある者、又は、一方の役員が他方の会社役員を兼ねている者）は、今後発注予定である庁舎等建設に係る工事の請負者となることができない。